

犯罪被害者週間

11月25日（火）～12月1日（月）



犯罪被害にあわれた方は特別な存在ではありません。社会に生きる私たちの誰もが犯罪の被害者になるおそれがあります。

犯罪被害者やその御家族が受けた被害の回復には、周囲の方の理解や共感、配慮、協力がとても大切です。

犯罪被害者週間の機会に、犯罪被害者や犯罪被害者支援に対する理解を深めましょう。



もし、身近に被害にあわれた方がいたら、寄り添い、共に歩む気持ちで言葉をかけてください。

人の気持ちの温かさを感じられることが、犯罪被害者や、その御家族の回復の大きな一歩につながります。

警察における被害者支援制度

◎犯罪被害者給付制度

故意の犯罪行為により被害を受けた被害者や御遺族の方に国が給付金を支給します

◎各種公費支出制度

捜査に必要な診断書料等、性犯罪被害にあわれた方の診察費用の一部、御遺体の搬送費用、一時避難のための宿泊料等について公費支出します

◎カウンセリング支援制度

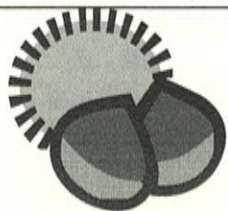
警察内部カウンセラーによるカウンセリングの実施等

◎指定被害者支援要員制度

指定された警察職員が医療機関、捜査活動への付き添い、心配事の相談対応等の活動を行い、被害者の方や御家族を専門的に支援します

◎被害者連絡制度

捜査状況、被疑者の検挙・処分状況等の連絡を行います



「児童虐待」から子供を守ろう



児童虐待とは
保護者がその監護する(18歳未満の者)に対し、
次のような行為をすることをいいます



身体的虐待

殴る、蹴る、首を絞める、戸外に閉め出すなど児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること



性的虐待

児童に対し淫行する、性的暴力・性的行為の強要やそそのかし、児童ポルノの被写体にするなど、児童にわいせつな行為をすること又は、児童をしてわいせつな行為をさせること

児怠慢又は拒否(ネグレクト)

適切な食事を与えない、病気になっても医者に見せないなど保護者としての監護を著しく怠ること



心理的虐待

暴力的な言動により児童を脅す、他の兄弟姉妹と比べ著しく差別的取扱いをする、児童の面前で配偶者やその他の家族などに暴力を振るうなど児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと



児童虐待の早期通報のお願い

児童虐待から子供を守るには、早期発見・通報が必要です

児童虐待かも知れないと感じたら、最寄りの警察署又は交番・駐在所へ迷わず通報してください。

◎ 緊急時は110番

◎ ヤングテレホン 026-232-4970